

福島第一原子力発電所放射性物質分析・研究施設第2棟の
新設に係る事前了解の通知について

- 1 日 時 令和7年3月25日（火）午前10時
- 2 場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター 小会議室
- 3 当 方 危機管理部政策監 伊藤 繁
原子力安全対策課長 三浦 俊二
- 4 相 手 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 福島第一廃炉推進
カンパニー シニアバイスプレジデント 高松 樹
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
廃炉情報・企画統括室 副室長 松尾 桂介
- 5 内 容 福島県知事から東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長
宛への通知内容は次のとおりです。

令和2年3月30日付け廃炉発官R1第249号で提出ありましたこのことについては、下記要求事項を付して了解します。

なお、今回の計画に関する福島県原子力発電所安全確保技術検討会の検討結果は別添福島第一原子力発電所放射性物質分析・研究施設第2棟の新設に関する確認結果報告書（福島県原子力発電所安全確保技術検討会、令和7年3月3日）のとおりです。

記

1 要求事項の確実な実施について

放射性物質分析・研究施設第2棟は高線量の燃料デブリ等を取り扱う施設であり、安全確保の取組に万全を期す必要があることから、福島県原子力発電所安全確保技術検討会が取りまとめた7項目の要求事項を確実に実施するとともに、その取組状況等について適宜報告すること。

2 燃料デブリ等の安全な取り出しに向けた分析・研究について

放射性物質分析・研究施設第2棟の運用により得られる知見が、福島第一原子力発電所の廃止措置に向けて必要となる原子炉内部の状況把握、燃料デブリの取り出し及び一時保管方法の検討に資するものとなるよう、安全を最優先に、着実に分析・研究を進めること。

3 燃料デブリを含む放射性廃棄物の県外処分について

使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、放射性物質分析・研究施設の運用により得られる知見等を踏まえ、安全な処理・処分に向けた技術的な検討を進め、県外搬出の取組を確実に進めること。